

政治倫理条例に関する特別委員会会議録

1. 日 時 平成28年10月4日(火曜日)

午前10時00分～午前10時53分

2. 場 所 議 場

3. 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 下 井 克 己 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
秋 山 哲 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
戒 屋 昭 彦 委 員 杉 山 武 志 委 員
末 永 義 美 委 員 荒 山 光 広 議 長

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 野 尻 登 志 枝 議 会 事 務 局 係 長
大 塚 享 議 会 事 務 局 係 長

6. 説明のために出席した者の職氏名

な し

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○**議会事務局長（綿谷敦朗君）** 失礼いたします。委員選任後、初めての委員会ですので、正副委員長の互選を行います。御出席委員の中で、竹岡昌治委員が年長でございますので、臨時の委員長をお願い申し上げます。

〔臨時委員長 竹岡昌治君 委員長席に着く〕

○**委員（竹岡昌治君）** 皆さん、おはようございます。それでは、私が年長委員ということでございますので、委員長が決まるまで、臨時委員長を務めさせていただきます。

それでは、まず委員長を決めなくちゃいけませんので、委員長の互選を行いたいと思いますが、政治倫理条例に関する特別委員会の委員長の互選ですが、どなたか立候補ないし、あるいは自薦他薦、結構でございますが、ございませんか。はい、猶野委員。

○**委員（猶野智和君）** ここは、議会運営委員会の委員長さんをお願いしてはいかがでしょうか。

○**委員（竹岡昌治君）** はい、分かりました。ただいま、猶野委員から高木議運の委員長という提案がございましたが、いかがいたしましょうか。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員（竹岡昌治君）** では、全員異議なしと認めて、それでは、高木議運の委員長、委員にめでたく当選されました。委員長をお願いしたいと思います。

それでは——何せ1分前に式次第いただきましたんで、要領が分かっておりません。この席から委員長が会議規則第32条第2項により告知をいたします。

それでは、委員長と交代いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

〔臨時委員長 竹岡昌治君 委員長席より退席〕

〔委員長 高木法生君 委員長席に着く〕

○**委員長（高木法生君）** それでは、一言御挨拶を申し上げます。ただいま、特別委員会の委員長に選任を受けました高木と申します。初めてのお役目でございますが、不慣れでございますが、皆様方の御協力方、ひとつよろしく願い申し上げます、挨拶といたします。

それでは、引き続きまして、副委員長の互選に入りたいと思いますが、互選の方法はいかがいたしましょうか。御意見がございましたら、お願いしたいと思います。は

い、戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 今どなたもいらっしゃらないんで、委員長の推薦っていうか、指名でいかがでしょうか。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） それでは、今指名推薦ということでございます。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 御異議なしと認めます。よって指名推薦で、副委員長を互選することと決しました。それでは、私のほうから副委員長に、下井克己委員を推薦したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 御異議なしと認めます。よって、副委員長に下井委員が当選されました。つきましては、会議規則第32条第2項により告知いたします。下井委員、副委員長席へお着きをお願いしたいと思います。

〔副委員長 下井克己君 副委員長席に着く〕

○委員長（高木法生君） 簡単に御挨拶をお願いしたいと思います。

○副委員長（下井克己君） ただいま、皆さま方の御賛同を得まして、副委員長に就任させていただきました。委員長を助けて頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高木法生君） ありがとうございます。それでは、引き続きまして、政治倫理条例に関する調査を始めたいと思います。

委員の皆さまから本件に対しまして、何か御意見等がございましたらお願いを申し上げます。今後の進め方等も含めまして、御意見がございましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

御意見がないようでございますが、現在の政治倫理につきましては、平成28年7月1日の条例が今動いているわけでございますが、これをベースに今後どこを改正し、あるいは、ここにつきましては、今までどおりの条文でいいじゃないとか、いろいろ御意見もあろうと思います。そういったことを、今後の、次回の特別委員会までに、皆さま方で案としてお示しいただいたりすることもよろしいかと思いますが、

いかがいたしましょうか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 去る6月議会に私が特別委員会をつくって、ひとつ倫理についてということで、皆さんの御賛同を得て、この7月1日からですか、条例が改正されたわけでありましたが、私はもともと、この、その前に政治の倫理、あるいは人としての倫理、こういうものについて、だから、今委員長が言われたように、条例のどこそこをどう変えるんだという前に、基本的なことから、やはり議論をしていき、そして、市民の皆さんに理解が得られるような、いわゆる、市民の皆さんの理解はもとより、議員そのものが守れる条例にしていきたいなど、こういうふうに私は思っております。

そこで、先ほど申し上げましたように、まず倫理とは、ということから、まあ本当に基本的な基本なんですけど、過去4年間、私も含めていろんなことがございました。

そういう反省を踏まえて、掘り下げてから、条例のどこをどのようにするかというのは、その次の段階で取り諮っていただきたいなど、かように思うわけでありましたが、委員の皆さんの御賛同がなければ進めるわけにまいりませんが、その辺もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○委員長（高木法生君） ただいまの意見、政治倫理、基本に帰って、やるべきじゃなかろうかという御意見でございますが、そのほかに、ほかに御意見がございましたら、御発言をお願いしたい。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 一連のその、今回の特別委員会の設置については、当初より定められておりました条例に、いろいろと問題点が多いということで、一度廃止をして新しく審議をし直そう、新しい条例をつくらうということが目的だと思うんですが、今手元に参考資料ということで、特別委員会の設置についてということで、届いておるわけですが、配付をされておるわけですが、テレビを見られておる方、特に我々は分かっておるんですが、なぜ今特別委員会をつくって、この政治倫理について、議論せんにゃいけんかっていうこと等が、よく御理解がいただけないんじゃないかというふうに思っております。

で、竹岡委員の言われること分かるんですが、その前に委員長、ここに配られておる、この参考資料を特別委員会の設置についてということも、事務局なりに、これ読み上げていただいて、きょうの特別委員会を開いた意義っていいですか、そういうことから、ちょっとやられたらいかがでしょうかね。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。それでは、今お配りしており

ます、参考資料でございます。特別委員会の設置についてという文言でございます。
これを副委員長の下井委員のほうから説明を求めたいと思います。

○副委員長（下井克己君） それでは、特別委員会の設置について、設置目的を読み上げてみたいと思います。

本市議会では、議員が市民全体の代表者として、市政に対する市民の負託に応えるため、政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的として、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例を制定しています。

しかし、この条例に規定する政治倫理基準等において想定される違反行為やその文言等について、議会としての合意形成がなされていないため、議員の倫理性について、このところ多くの疑義が生じています。

このことから、本年6月定例会中にこの条例に基づく政治倫理審査会が複数設置されるなど、改選後の議会に大きな混乱を招いており、市政に対する市民の負託に応えるための正常な議会運営に支障を来しているところです。

ついては、この条例の目的・趣旨、並びに条文等の具体的認識について、議会として確かな合意形成を図るとともに、本市の現状に即した新たな政治倫理条例の制定に向け審査を行うため、特別委員会を設置するものです。

以上です。

○委員長（高木法生君） ありがとうございます。

以上、特別委員会の設置目的について説明がありました。安富委員、何か補足等がございましたら——よろしいですか。

この設置目的、特に下から3行目でございますが、この条例の目的・趣旨、並びに条文等の具体的認識について、議会として確かな合意形成を図るとともに、本市の現状に即した新たな政治倫理条例の制定に向け審査を行うため、特別委員会を設置するものであるということでございます。

この本市の現状に即したものとして、この条例を制定に向け、今皆さま方で、いろいろ御意見を伺うという状況でございますが、ほかに何かこれにつきまして、今竹岡委員、あるいは安富委員おっしゃった以外に御意見等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回は、この美祢市議会における政治倫理条例、この特別委員

会の開催であります。今回のこの政治倫理における、この条例の審議におきましては、今まで結構資料が出ております。その中で、この市議会の政治倫理条例制定状況、他市の条例もたくさん出ておりますし、もう一度そういったところを、よく私たちも認識したうえで、美祢市に本当に合った政治倫理条例というものをつくり込んでいかななくてはならない。ただ、山口県の、この市の条例を、ただ参考にするだけでは——これは参考はいいんですけれども、それをそのまま、よその条例を当てはめるとするのは、よくはないと思っております。しっかりと、そういった面においては、美祢市の現状に合った条例というものをしっかりと、つくり込んでいくことが必要であると思っております。

それと、また今までで、倫理条例をつくり込むにあたって、いろいろ疑問点も、今まで5点ぐらいたくさん出ておりますので、そういったところも、資料を皆さんにしっかりと——お渡ししてるかな、おると思いますので、その辺もよう掌握してですね、ある程度、今後次に開かれる政治倫理条例のつくり込みに関しては、そういったところのものをよく勉強して、認識して、そして、この美祢市に合った条例をつくり込んでいくことが重要であると、このように思っておりますので、私どももそのような認識で取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。ほかにございませんか。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 今後どのように進めていくかということなんですが、今竹岡委員が先に言われましたように、原点っていいですか、基本的なこと、もう一度おさらいをそれぞれしなければいけないというふうに思うんですが、前回廃止、前回の政治倫理条例を廃止、見直しをしていくってということについて、副委員長に就かれました下井委員がたしか、この今廃止をするけれども、この条例をベースに足りないところを、無理があるところを考えていくようなことであれば、賛成をしますっていうふうなこと言われたように記憶をしております。

それで、私前回、いろんなかたちで、さきの廃止をされた政治倫理条例に基づいて、この新しい議会ができてから、いろいろ教育委員さんとかの問題で、いろんな議論をしてきました。で、結果として、簡単なことなんですが、地方自治っていいですか、公務は法律なり条例に基づいて運営をされるものです。で、条例が守れるか守れない

か、守れなければそれでいいのかっていうふうな議論をしたときには、もう答えは一つですよ。守れないような条例、あってもしょうがないわけですから、条例を制定する以上、定める以上は、きちんと誰もがそれを守らなければならないっていうのは、これは当たり前のことです。これは、議会といえども変わりません。ましてですね、議会、議員の場合は、自分たちで条例なり規則なり、申し合わせ事項を定めたうえで、それぞれがこれを守っていこうということでございますので、今後、ここにも先ほど読まれた設置についてということで、先ほど副委員長が読まれたけれども、きちんとですね、これが守れるためには、もう一度その何がために廃止をし、今回倫理条例を改正をしていかなければならないかっていうことを、もう一度、いま生きておる条例、あるいは、廃止をされた条例、それから、どういうふうになれば皆が守れる条例っていいですか、ものになるのかということ、事前にそれぞれの議員、個々の立場で考えて、次の委員会で議論ができるようにしていけたらというふうに、私は思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。ほかにございませんか。

今、竹岡委員、あるいは安富委員、それから、岡山委員の御意見がございました。政治倫理等、基本にかえってやるべきであると、あるいは、皆が守れる条例として制定すべき、いろいろ御意見が出たかと思っております。やはり、この合意形成を図る、そして、本市の条例に合ったものをつくっていくことが基本であろうかと思っております。本日はこのことを踏まえまして、この特別委員会の設置について、設置目的、あるいは現在の政治倫理に関する条例等を熟知していただきまして、次回に行われます政治倫理の特別委員会におきまして、皆さま方からの御意見、また、こうしたらいい、あるいは、ここを変えたらいいんじゃないか、あるいは、これはこのままに置いて云々とかいうことをですね、各条文ごとに皆さま方に御意見を諮って、進めていったらと思っております。こういったことで、進めたいという気持ちもございませうが、皆さま方からこれに対して御意見ございましたら。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今委員長が言われた、その早う言えば、第1条をどうするか、第2条をどういうふうにするかという議論だと思うんですね。私が申し上げたのは、改選後、この政治倫理条例に基づく審査委員会が行われましたよね。その中で、いろいろありまして、私たちは議会の議員の資質っていうか、そういうものをこれで図る、

あるいは、この倫理は罪人をつくるためじゃないと思うんですよね。審査委員会のときも三好委員が言われた、証拠がないのにおっしゃったんです。で、証拠を出せばですね、例えば、職務強要だとか、公職選挙法に抵触するよという話が出てきちゃう。で、そうなりますと、ちょっと我々の目的から離れていくんじゃないかなという気がするんです。

したがって、じゃ、そうした——極端な言い方しますと、証拠提出だとか、そういうことまでいくなれば、じゃ、どうやって今度は100条に移して、議会は調査権持ってますから、100条に移して、その次は、懲罰委員会ということもあり得るだろうと思うんです。その辺の流れも、今まではちょっとあやふやな状態になっておりました。

それと、私が当初申し上げたのは、疑念を持たれる行為をしてはならないって書いてあるんです。大ざっぱなことが書いてあるんですが、そうしますと、あいつは何か悪いことをしたんじゃないかと、いわゆる、疑われたらこれに引っかかっちゃうと、こういうかたちのものがあります。その辺ももう少し最初申し上げました人として、議員としての倫理性というものを、どうやったら高めることができるのかと、このほうが私は大事だと思うんです。

もともと、昨年条例改正されたのが、私は相当な政治的な意図があったというふうに思ってます。それは、どういうことかという、もともと自由闊達な意見が出せない、で、挙句の果てには解散請求が出た。なら、解散をするよりはもっと我々は、議会改革というものに取り組みましようやということで始まった議会改革特別委員会が、2回目から、もう条例改正、この政治倫理条例に即行ってしまったと。

で、やはり、もともとは議会をどうしたらいいのかということからスタートしてきてると思うんです。前回は、議会の改革特別委員会であったものが、政治倫理条例制定の委員会に代わってしまった。で、今回は、これに異論を申し上げるわけじゃないんですが、政治倫理条例に関する特別委員会で結構と思いますが、もう少し議会の改革、あるいは、本会議場において、質疑の時間に要望言うたり、意見を言うたりするのをどうやって防ぐのか、また、どういう手法を使ってやるのかとか、いろいろ議会を円滑にやっていくという、正常な議論ができるような議会にしていくべきだと、私は思ってるんです。そうした意味からして、あまり急いで、第1条がどうの、第2条がどうのというんじゃなくして、それ以前のもう少し議論をしていくことが大切

じゃなかろうかということで、先ほど意見を申し上げました。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。早急に条例の制定に向けて進むのではなくて、やはり議員の資質、または政治倫理、基本にかえってですね、やるべきじゃなかろうかという御意見でございますが、皆さま方、この意見に対して、何かお考えがあればお願いをしたいと思います。

今竹岡委員のおっしゃったこと、大変ごもっともということですので素晴らしい御意見と思います。が、まず、制定に、急いで制定に向けて討議する前に、今の基本にかえって云々ということで、今後、この特別委員会を進めるというようなことで、皆さま方、よろしゅうございましょうか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今しがた、竹岡委員のほうから、この政治倫理条例をつくり込むにあたって、まず、議会のいろいろ改革をしなければならない。非常に基本なことを言われたわけであります。だけど、なかなかその基本的なことが、議会においても守られていないという、そういった現状もあるわけでございます。

いずれにしても、政治倫理条例をしっかりとつくり込むというのは、何のために条例を制定するかということ、ついては、今竹岡委員のほうから、ある程度明確にされたのではないかと考えております。だから、しっかりと条例も今委員長のほうから言われて、しっかりと問題があるところは、改定していくことは非常に重要なことでありますけれども、それ以外にも条例の中にあるところの、いろんな詳細について、しっかりと協議をしていくことも大事である。それ以前の段階……。

だから、議会での、今私たち議員としての対処の仕方、その辺についてもですね、しっかりと合意形成図りながら、そして、倫理観をもってやっていくことが重要であると、しっかりとその辺については、今後条例やりながら、この条例が市民にも分かるし、我々議会の議員にとっても、この条例で今一步しっかりと成長してきたといった条例づくりに取り組んでいくことが重要であると、このように思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。ほかにございせんか。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 具体的にちょっと分かりにくいと思うんですよ。で、私はですね、まず、次の次回のこの委員会で、まず、どこから始めるかとするならですね、前

回のこと、廃止された条例案がありますよね。条例があります。

で、その前に、一つ前に定めた美祿市議会の今政治倫理条例を、現在使っておるわけですが、この新規2つに基づきながら、前回、いろんなかたちで大きく議会2分しながら教育委員問題ですよね、で、議論をされました。そのときのことを踏まえながら、それぞれの議員個々に御意見があらうかというふうに思うんですよね。

で、まずはそのことを踏まえながら、次回はそれぞれの委員が政治倫理について、今までの経緯も踏まえながら、どういうふうな意見を持ってるのかということ、その中でですね、こういうふうなところまで、こういうふうな考え方が合うんじゃないかとか、ここは無理があるんじゃないか——ここに無理があったんじゃないかというふうなことからですね、まず、始められたらどうかなというふうに、今思うわけですが、いかがでしょうかね。

○委員長（高木法生君） 今の安富委員の御意見でございますが、皆さま何か御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

今委員の皆さんからお話があったのは、竹岡委員の基本にかえて云々というようなこと、そして安富委員につきましては、前回廃止となりました条例、それから、23年の3月24日に制定されました、今現在動いている条例、これと勘案しながら、皆さんの御意見を聞いて進めたらどうかという意見であったかと思えますけども、ほかに御意見ございませんか。

次回にですね、今の二つの御意見でございましたけれども、どちらかに決めて進めてまいりたいと思えますし、どちらも含めて、議論していくということもあらうかと思えますが、どなたか御意見がございましたらお願いしたいと思います。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 前回っていいですか、この政治倫理に関する条例にあたって、問題点となった、ちょっと具体的に言いますと、議員の親族関係で2親等の規定、こういったことに関して、しっかりとこういったことに関しても、皆さんの意見をしっかりと聞いていくことも重要であると、このように思っております。

○委員長（高木法生君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩

.....

午前10時49分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。先ほど、皆さんから御意見をいただいたところでございますが、設置目的でもございます政治倫理に関する基本的な議員の資質等も含めまして、確かな合意形成を図ることに向けて、この政治倫理条例を、もう制定するという、審査するというところでございます。

竹岡委員のおっしゃいました政治倫理の基本に立ちかえたものを含めまして、そののちに、また、安富委員がおっしゃられた廃止になった条例、また、廃止になった後の23年の3月24日に制定されたものとも吟味しながら、今後進めてまいりたいと思っております。そうしたことで、次回につきましても、今申しましたことで進めてまいりたいと、このように思っております。

そういったことでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） それでは、今後の本委員会の開催につきましては、定例会ごとといたしまして、必要があれば休会中におきましても、開催することといたしたいと思えます。

なお、次回の委員会の開催等につきましては、正副委員長に一任をお願いしたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） では、本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

これ終了後ですね、全員協議会が開催されるようでございますので、よろしく願ひたいと思えます。

午前10時51分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年10月4日

政治倫理条例に関する特別委員長 高木 宏生